

社会福祉法人岐東福社会
平成 3 1 年度事業計画

(自平成 31 年 4 月 1 日～至平成 32 年 3 月 31 日)

平成31年度社会福祉法人岐東福祉会 事業計画

【社会福祉法人岐東福祉会の概要】

- 1 設立 平成10年10月
- 2 社会福祉法人岐東福祉会が行う事業
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - ・ 障害者支援施設の経営
名 称 障害者支援施設はなみずき苑
所在地 岐阜県岐阜市大洞三丁目4番5号
施設入所支援（定員60名）
生活介護（入所定員60名 通所定員30名）
短期入所（定員6名）
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - ・ 障害福祉サービス事業の経営
日中一時支援事業
 - ・ 特定相談支援事業の経営
- 3 法人の経営体制
 - (1) 評議員会 定款の変更、計算書類及び財産目録の承認、理事及び監事の選任又は解任を決議する。
 - ・ 評議員の定員：7名以上14名以内
現員：9名
 - (2) 理事会 法人の業務執行の決定、理事職務の執行の監督ならびに理事長の選定および解職をおこなう。
 - ・ 理事の定員：6名以上12名以内
現員：8名
 - (3) 監 事 理事の職務執行および計算書類等の監査、監査報告書の作成をおこなう。
 - ・ 監事の定員：2名以上
現員：2名

【法人の理念】

「人として生まれ 人として生き

人として生命を全うできるよう 最大限の支援をめざす」

【基本方針】

障害者支援施設を経営する法人として、障害のある方が生き甲斐や役割を持って生活ができるよう、一人ひとりの可能性を大切にした支援を提供します。

高い公共性ととも、質の高いサービスが求められる社会福祉法人としての自覚を持ち、「安らぎのある生活環境」、「人材確保と育成」、「地域福祉への貢献」を目指しています。

1 安らぎのある生活環境

すべてのご利用者が安全で心休まる生活が営めるように、利用者主体の良質なサービスを提供します。また、ご利用者、ご家族、そして職員の心が通い合い、笑顔で過ごせる生活環境の実現を目指します。

2 人材確保と育成

ご利用者のニーズを十分に反映した最善のサービスを提供するために、職員の支援技術の向上に努めます。また、職員が安心して生活設計を立てられる雇用環境を目指します。

3 地域福祉への貢献

障害者支援に関するノウハウを活かし、関係機関・団体等との連携を図ることによって地域社会に密着した施設を目指します。また、障害者福祉の地域拠点となることにより、法人全体で地域福祉の向上に寄与していきます。

【平成31年度の取り組み】

平成31年度は、主に経営体制（支援内容、設備資産管理、人材管理）の見直し及び強化に力を入れ、5年先、10年先を見据えての基礎固めを行っていきます。特に、役職者が自らの役割を自覚し、職員に対する指導力を向上させられるよう施設全体で支援していきます。また、役職者の給与等を業務内容にあった報酬体系にすることで、仕事に対する責任とモチベーションを上げ、事業運営に積極的に携われるようにしていきます。

利用者が安心して生活できるような支援を目指すと同時に、自立した日常生活又は社会参加ができるように希望する生活や課題を丁寧に把握した上で、個別支援計画を作成し、個々の状況に応じた質の高いサービスを提供します。

1 安らぎのある生活環境

- (1) 日々の観察や対話から個人のニーズを把握し、サービス提供に反映させます。一人ひとりの障害特性に配慮し、合理的配慮により、個別支援をさらに充実させていきます。日常生活の中で利用者の方が自分で意思決定ができる機会を積極的に設け、利用者が自分で意思決定ができる意思決定支援を推進していきます。
- (2) 地域のイベント・芸術文化活動等への参加、及び外出の機会を増やすなど、利用者の自己実現や社会参加の機会を提供します。
- (3) 身体変化の早期発見と口腔ケアを推進します。また、感染症（ノロウイルス、インフルエンザ等）の予防に努め、健康な生活が送れるよう支援します。
- (4) 心身の活性化を図れる音楽療法、スヌーズレン等を活用し、生活の安らぎを得られるよう取り組みます。また、機能訓練を兼ねたリクレーション等を拡充することにより、身体機能の維持・向上を図り、健康な生活を支援しま

す。なお、柔道整復師によるご利用者への施術は、当分の間中止し、新たなサービスを模索します。

- (5) 火災や地震などを想定した避難訓練、救急救命研修等を実施し、予測される事態へのリスク管理に努めます。また、ヒヤリハット事案の検討、事故検証等の予防的対応を図り、利用者が安心して生活できる施設となるように改善を重ねていきます。
- (6) 利用者が安心して笑顔で過ごせるような施設となるため、虐待や不適切ケアの防止に積極的に努めていきます。具体的には、職員によるセルフチェック、利用者の方々が意見を投稿できる「意見箱」の設置、ご家族からの評価や意見等を受けるアンケートを実施し、利用者の方々の権利を尊重していきます。
- (7) 第三者委員による相談を定期的 to 実施することにより、施設が提供するサービスを客観的に評価し、利用者サービスに還元していきます。また、寄せられた意見・苦情などは、迅速に対応できるよう体制を強化し、より安心できる生活へと繋げていきます。

2 人材の確保及び育成

- (1) 職員の自己研鑽を深め、自己啓発と資格取得（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士など）を推奨します。
- (2) 研修やOJT、コーチング等を積極的に推奨することで、職員としての自覚を育み、知識や技術を身に付けるとともに、福祉に携わりながら生活設計を立てていけるよう、施設として最大限に支援していきます。
- (3) 職員による各委員会活動を積極的に支援し、自由闊達なコミュニケーションに配慮した職場環境づくりをとおして、職員が安心して勤務を続けられる雇用環境を実現していきます。
- (4) 職員の業務負担軽減につながる福祉機器や福祉用具を積極的に導入するとともに、少人数でも効率的な業務ができるようICT化を推進します。
- (5) 福祉サービスへの就業を目指す実習生等を積極的に受け入れ、職員の拡充を図っていきます。

3 地域福祉への貢献

- (1) 地域の緊急支援体制拡充に伴う短期入所事業の委託を受託し、地域福祉に貢献できる事業展開を図ります
- (2) 地域行事への参加・協力により、社会資源としての役割を果たします。
- (3) 福祉に関係する会議や研修等に場所を提供するなど、施設の社会的機能の向上に努めます。
- (4) 広報活動により積極的に情報発信し、開かれた施設として地域福祉の拠点となるよう努めます。

以上